



週間情報



No.2614

発行日 平成26年4月8日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

消防本部の動き

◆ 消防本部名の変更について

- 95101 那覇市消防局（沖縄）
旧消防本部名 那覇市消防本部
平成26年4月1日から変更

◆ 消防本部の住所変更等について

- 63321 河内長野市消防本部（大阪）
新住所 〒586-0094 河内長野市小山田町1663-3（下線部が変更箇所）
新電話番号 0721-53-0119
新FAX番号 0721-53-9939
※ 理由 消防庁舎移転のため
- 94605 五島市消防本部（長崎）
新住所 〒853-0031 五島市吉久木町628番地5（下線部が変更箇所）
※ 理由 消防庁舎移転のため
- 95017 大隅曾於地区消防組合消防本部（鹿児島）
新住所 〒899-8102 曾於市大隅町岩川5950番地（下線部が変更箇所）
新メールアドレス fdsoh-s3@po3.synapse.ne.jp
※ 理由 消防庁舎移転のため

いずれも平成26年4月1日から運用開始

◆ メールアドレスの変更について

- 31406 鹿沼市消防本部（栃木）
新メールアドレス syoubou-honbu@city.kanuma.lg.jp
- 32221 湖西市消防本部（静岡）
新メールアドレス fd.honbu@city.kosai.shizuoka.jp
- 32224 菊川市消防本部（静岡）
新メールアドレス syoubou@city.kikugawa.shizuoka.jp
- 52602 富山県東部消防組合消防本部（富山）
新メールアドレス soumu@toyama-toubu119.jp
- 52705 七尾鹿島消防本部（石川）
新メールアドレス fd-shomu@city.nanao.lg.jp
- 52908 高島市消防本部（滋賀）
新メールアドレス tsushin@city.takashima.lg.jp

- 73503 津山圏域消防組合消防本部（岡山）
新メールアドレス tsuyamaareafd@119tsuyama.jp
- 73709 東広島市消防局（広島）
新メールアドレス hgh226062@city.higashihiroshima.lg.jp
- 94610 新上五島町消防本部（長崎）
新メールアドレス soumu3@town.shinkamigoto.lg.jp
- 94710 阿蘇広域行政事務組合消防本部（熊本）
新メールアドレス asoso@aso.ne.jp
- 94808 杵築速見消防組合消防本部（大分）
新メールアドレス keibou-k@k-h-syoubou.jp
- 95011 阿久根地区消防組合消防本部（鹿児島）
新メールアドレス akune-fd1974@jupiter.ocn.ne.jp

いずれも平成26年4月1日から運用開始

行事

◆ 第41回大村市防火少年剣道大会を開催

県央地域広域市町村圏組合消防本部（長崎）

県央地域広域市町村圏組合消防本部大村消防署では、平成26年3月2日（日）、シーハットおむらにおいて、春季全国火災予防運動に伴う行事として、大村市危険物安全協会と協力し、大村市及び大村市消防団後援により大村市防火少年剣道大会を開催しました。

剣道というスポーツを通して防火思想の普及、健全な少年の育成を目的とした本大会も第41回を迎えました。大村市内の少年消防クラブ（10クラブ）から153人の少年・少女剣士が参加し、選手全員による全国統一防火標語の斉唱を皮切りに、個人戦・団体戦で熱戦を繰り広げました。

「剣の道は一日にしてならず。防火の道は一回にしてならず。」少年・少女剣士が本大会に毎年参加することで、少年・少女の中にある防火の芽が大きく育ってくれることを期待しています。



【大村市防火少年剣道大会の様子】

◆ 総務省消防庁からの無償貸与消防車両の披露と防火広報を実施

やまがた 山県市消防本部（岐阜）

山県市消防本部では、総務省消防庁から山県市消防団に小型ポンプ付普通積載車が無償貸与されたことを受け、平成26年3月15日（土）、当市内で開催されたジョギング大会において、貸与車両の展示と消防団員の募集活動を実施しました。

車両のガルウイング式扉は、大会に参加した子どもたちに大盛況でした。また、大会には署員が「火・の・用・心」のベストを着用して参加し、市民に火災予防をアピールしました。



【貸与消防車両の披露と防火広報】

◆ 「～いろんなお仕事体験しよう！～」に参加

鹿児島市消防局（鹿児島）

鹿児島市消防局は、平成26年3月15日（土）、16日（日）の両日、イオンモール鹿児島の主催で開催された「キッズ未来フェスタ～いろんなお仕事体験しよう！～」に参加しました。

当フェスタは、子どもたちに仕事体験を通じて将来への夢をより強く持ってもらうことを目的として開催され、消防車・救急車等の展示、消火体験、応急手当等救命指導、ロープ結索、子ども用防火衣の着装など当市消防局のコーナーに多数の子ども達が参加してくれました。警察・JR・JAF・アナウンサーなどの職業のなかで、消防のコーナーは受付開始30分で定員となるほどの盛況でした。

子ども達は、「大きくなったら消防士になる。」という夢を持ち、目を輝かせて消防業務の体験を一生懸命取り組んでいました。また、親子でいっしょに消防を体験することで、火災予防と救急救命処置の重要性を学ぶことができました。



【キッズ未来フェスタの様子】

訓練・演習

◆ 新人消防署員の火災想定訓練を実施

鳥羽市消防本部（三重）

鳥羽市消防本部では、平成26年2月24日（月）、3月5日（水）の2日間、管内の住宅地において、新人消防署員の実戦的な火災想定訓練を実施しました。

この訓練は、平成24年度より実施しており、消防学校で8か月間訓練を積んできた新人消防署員が実火災での対応や隊長、隊員との連携を学んでもらうために企画しています。

今回は、水利部署及びホース延長の困難な場所をあえて訓練場所として選定し、発生場所以外の想定は全てブラインド式としたので、火災経験の少ない新人署員は最初は戸惑いながらも先輩署員と協力しながら迅速にホースを延長するなど、今まで行ってきた訓練の成果を発揮していました。



【新人消防署員の火災想定訓練を実施】

◆ 消防署・団及び自衛消防隊が連携し災害対応訓練を実施

八女消防本部（福岡）

八女消防本部八女東消防署星野分署では、平成26年3月2日（日）、八女市星野村内の自衛消防隊を対象に災害対応訓練を実施しました。

今回の訓練は、火災等の災害現場において迅速で効果的な活動を行うために、自衛消防隊の重要性を再認識し、消防署及び消防団と相互に連携することを目的として、災害現場における任務の把握（初期消火活動・後方支援活動）、消火栓や小型ポンプの取り扱い訓練等を行いました。

自衛消防隊196名が訓練に参加し、自衛消防隊の果たすべき役割を確立し、災害発生時の初動体制の強化連携と活動技術の向上を図ることができました。



【災害対応訓練を実施】

◆ ターミナル施設で危険物流出対応訓練を実施

東京消防庁（東京）

東京消防庁葛西消防署では、平成26年3月12日（水）、管内にある大規模なトラックターミナル施設において、危険物流出事故の対応訓練を実施しました。

このターミナル施設は荷扱い場が危険物一般取扱所として規制されており、昨年発生した流出事故を踏まえ、安全対策の一環として、施設内の29テナントの職員67人が参加しての対応訓練を実施したものです。

震度6強の地震発生によりドラム缶が破損し危険物が流出したという想定で、当消防署員の指導のもと、乾燥砂や油吸着材により危険物の流出拡大を防ぐという実践的訓練のほか、屋外消火栓の放水要領等を確認しました。

当消防署では今後もこのような訓練を継続的にを行い、施設の安全対策に努めていきます。



【危険物流出対応訓練を実施】

◆ 平成25年度第3回警防研究会を実施

尼崎市消防局（兵庫）

尼崎市消防局では、平成26年3月18日（火）、19日（水）の2日間、兵庫県広域防災センターにおいて、平成25年度第3回警防研究会を実施しました。

耐圧耐煙室を使用した屋内進入・人命検索訓練や実火災訓練室（AFT）を使用した消火訓練は、2階建複合商業施設内の1階インターネットカフェからの出火で逃げ遅れが数名あるとの想定で、実際の現場さながらの訓練を実施しました。

この警防研究会は、団塊世代の大量退職に伴い警防活動力の低下が懸念されるなか、若手職員が警防活動に関する幅広い知識や技術を習得するために実施しています。今後もより一層の警防体制の充実強化を図り、地域住民の安全・安心の確保に努めます。



【梯上より放水訓練を実施する隊員の様子】

◆ 電車事故対応訓練を実施

えいへいじ
永平寺町消防本部（福井）

永平寺町消防本部では、平成26年3月20日（木）、永平寺町東古市地係、永平寺口駅構内留置線において、えちぜん鉄道株式会社と合同で電車事故対応訓練を実施しました。

訓練は、事故発生時における迅速・適切な対応能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、福井警察署、大野市消防本部、勝山市消防本部、福井大学医学部附属病院救急部の協力を得て、電車がバイクと衝突し脱線、多数の負傷者が発生したとの想定で実施しました。

初めて実際の電車を使用した訓練でしたが、関係機関ともスムーズに連携がとれ、大変有意義な訓練となりました。また、訓練後には車両整備部の方から電車の車体の構造等の研修会も実施していただき、応用能力の向上も図ることができました。

今後も定期的に関係機関と訓練を実施し、災害活動能力の向上に努めていきたいと考えています。



【電車事故対応訓練を実施】

研 修 等

◆ 消防長勉強会を開催 ～消防長が見た座間消防～

座間市消防本部（神奈川）

座間市消防本部では、平成26年3月19日（水）、今年度で退職される林正純消防長による「消防長勉強会」を開催しました。

林消防長は、37年間の在職のなかで、総務、予防、警防等、様々な分野を経験し平成21年に消防長の職に就きました。

消防分野の教育は外部講師からの教養も必要ですが、「消防の事は、消防から学ぶ」ことが重要であり、当市消防本部の情勢を一番理解している現職の消防長から学ぶことが必要であることから、若手職員を中心とした勉強会を企画しました。講義の議題は若手職員から募集し、約50名の職員が参加しました。

座間消防の歴史、人事と予算、苦情処理、管理職のあり方など、様々な分野において学び、若手職員に対し技術だけでなく様々なことにおいて継承していくことが、これからの安全・安心の町づくりに繋がるとの教養を受けました。



【消防長勉強会の様子】

そ の 他

◆ 人命救助の功績を称え感謝状を贈呈

十日町地域消防本部（新潟）

十日町地域消防本部では、平成26年2月24日（月）、人命救助、応急手当の協力者2人に消防長感謝状を贈呈しました。

これは、1月11日、側溝に転落した71歳の新聞配達員の女性を発見、救助し適切な応急手当を行った功績を称えたものです。女性は前夜からの降雪により側溝が雪で覆われていたため誤って側溝に転落、30分ほど水にさらされ低体温状態でした。

協力者の1人は8年間介護福祉士として介護の仕事に就いていたこともあり、「濡れた衣類を速やかに着替えさせることができた。」と話していました。



【人命救助の功績を称え感謝状を贈呈】

◆ 消防協力者表彰感謝状贈呈式を開催

さくらしやちまたししすいまち 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（千葉）

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部では、平成26年3月11日（火）、管内の事業所に対し消防協力者表彰感謝状贈呈式を行いました。

これは、自社の車両の車内アナウンス、マグネットシートへの掲示、電光掲示板を活用して、火災予防運動、住宅用火災警報器及び救急車の適正利用の広報活動に積極的に取り組んでいただいたことに対して表彰を行ったものです。



【消防協力者表彰感謝状贈呈式の様子】

◆ 消火協力者に対する表彰を実施

桑名市消防本部では、平成26年3月24日（月）、消火協力者に対して、消防長から感謝状を贈呈しました。

3月11日、当市内の古い民家が立ち並ぶ密集地で発生した建物火災において、近所で自営業を営む男性が、消火器2本と調理用ボールを用いて火災初期の段階で延焼を未然に防ぎました。

この勇敢かつ適切な初期消火活動を行ったことに対し、感謝状を贈呈したものです。

桑名市消防本部（三重）



【消火協力者に対する表彰の様子】

◆ 高機能消防指令センターの運用を開始

守口市門真市消防組合消防本部（大阪）

守口市門真市消防組合消防本部では、平成12年4月1日に運用を開始した消防緊急通信指令システムを、今般、高機能消防指令センターへ整備することになり、消防救急デジタル無線の整備も併せて行い、平成26年4月1日（火）から運用を開始しました。

今回導入した高機能消防指令センターは、119番通報時にシステムと連携して迅速に災害地点を把握できる統合型位置情報通知システムやGPS技術を利用し指令場所へのナビゲーションを行う車両運用端末装置、聴覚障害のある方に対応するメール119番受信装置、市民からの問い合わせに自動で応答する災害状況等自動案内装置などにより、複雑多様化、大規模化する災害にも対応できるようになり、今まで以上に迅速で確実な活動が期待されます。

これからも被害の軽減に努め市民の負託に応えていきます。



【高機能消防指令センターの運用を開始】

消防庁通知

◆ **平成26年度全国統一防火標語について（3月27日、消防予第113号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防庁では、火災予防思想をより広く普及させることを目的に、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、平成26年度全国統一防火標語の募集を行いました。この結果、全国から30,120点にのぼる作品が寄せられ、去る1月17日に行われた最終選考会において

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

が入選作品となり、平成26年度全国統一防火標語として使用されることとなりました。

つきましては、当該標語を、火災予防運動ポスターをはじめとする各種防火ポスター又はパンフレット等に使用する等、広く火災予防広報に活用していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260327_yo113.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：増沢、大槻

◆ **改正火災予防条例（例）の運用に係る執務資料の送付について（3月28日、消防予第115号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

火災予防条例（例）の一部改正について（平成26年1月31日付け消防予第20号）の運用に係る執務資料として、別紙（省略）のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260328_yo115.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課予防係
担当：増沢、古賀

◆ **消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（３月２８日、消防予第１１８号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（平成25年12月27日付け消防予第492号）、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年３月26日付け消防予第101号）及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について」（平成26年３月28日付け消防予第110号）により、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号、以下「改正政令」という。）等及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号）等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）等の運用に当たっては、下記事項（省略）にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の２の内容は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び厚生労働省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260328_yo118.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課設備係 担当：守谷、鈴木、北野、河口、尾上

◆ **消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）（３月３１日、消防予第１３７号）**

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記の件について、別添（省略）のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260331_yo137.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課 担当：鈴木、風間、辰川、尾上

◆ 消防用設備等の点検要領の一部改正について（3月31日、消防予第138号）

予防課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

消防用設備等の点検については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）により運用いただいているところですが、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成25年消防庁告示第19号）が公布されたことに伴い、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）等の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 点検要領の改正について

「第6 不活性ガス消火設備」、「第7 ハロゲン化物消火設備」、「第8 粉末消火設備」、「第28 パッケージ型消火設備」及び「第29 パッケージ型自動消火設備」の内容の一部について、別添1（省略）のとおり改める。

なお、別紙については点検要領の一覧であり、下線のあるものが今回一部改正した点検要領である。

2 不活性ガス消火設備等の容器弁の点検要領（平成21年消防予第132号 別添3）を別添2（省略）のとおり改める。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260331_yo138.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課設備係
担当：鈴木、辰川

◆ 「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」の一部改正について（3月31日、消防消第82号、消防災第137号）

消防・救急課長、国民保護・防災部防災課長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

標記マニュアルについては、平成23年3月30日付「『警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）』の送付等について」を通知し、各消防本部等において、それぞれの地域の実情や警防戦術などを勘案して、適宜適切に、警防活動時等における安全管理マニュアルの見直しや整備をお願いしているところですが、東日本大震災を踏まえた安全管理については、震災以降、消防庁で開催される各種検討会等での方針が得られた後に反映することとしていたところです。

この度、各種検討会等における検討結果を踏まえ、「警防活動時等における安全管理マニュアル（改訂版）」を一部改正することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨通知していただくとともに、各消防本部における警防活動時の安全管理体制や警防活動時の安全管理マニュアルの見直し等、また、消防団員についてもその地域の活動の実態に即し、必要に応じた安全確保のための措置が講じられるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言とし

て発出するものであることを申し添えます。

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260331_syou82sail137.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防・救急課

担当：佐藤・城田・藤本

国民保護・防災部 防災課

担当：佐藤・伊藤・青柳

報道発表

◆ 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（案）等に対する意見募集の結果及び告示の公布（3月28日）

消防庁では、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（案）等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。

1 改正内容

今回の入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件において、入居者等の避難に要する時間の算定方法、火災発生時に確保すべき避難時間の基準及び廊下に通ずる通路の基準を定めるものです。
- (2) 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準において、特定駐車場用泡消火設備に係る性能、試験その他設置及び維持に関して必要な技術上の基準を定めるものです。

2 意見募集の結果

告示案について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙（省略）のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を公布しました。

- (1) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号）
- (2) 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防庁告示第5号）

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/12_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課

担当：吉村補佐、青島

◆ **自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項を定める件（案）に対する意見募集の結果及び告示の公布（３月３１日）**

消防庁では、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項を定める件（案）の内容について、平成25年12月27日から平成26年１月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。

１ 改正内容

今回の自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項を定める件は、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項を定めるものです。

２ 意見募集の結果

告示案について、平成25年12月27日から平成26年１月30日までの間、意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙（省略）のとおりです。

３ 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を公布しました。

- 自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備等に関する事項（平成26年消防庁告示第９号）

- 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260331_1houdou/01_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課 担当：吉村補佐、青島

◆ **「危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討報告書」の公表（３月３１日）**

倉庫等の火災に対し、膨脹比８０～１０００程度の高発泡の泡を大量に放出し埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な高発泡消火設備が開発されており、ラック式危険物倉庫等に導入することが期待されていることから、実証実験等によりその消火性能を検証し、危険物施設における設置のあり方について検討を行いました。

この度、報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

※[報告書](#)全文については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp）に掲載します。

【報告書の概要】

高発泡の危険物火災に対する消火性能に関する検証実験と高発泡消火設備の危険物施設への設置条件に関する検証実験を実施し、次の知見を得た。

- ・ 従来危険物火災に不適とされてきた合成界面活性剤消火薬剤を用いた場合でも、高発泡では消火可能であることが確認されたが、危険物の種類と高発泡の性状の組み合わせによっては消火時間に差が見られたことから、一律に泡消火薬剤の種類を指定するのではなく、実際に用いられる高発泡の性状により、消火対象となる危険物に対する消火性能を確認する必要がある。

- ・ 泡の展長性は薬剤の種類や膨張比等により差があり、設置に当たっては防護対象物となる危険物容器の集積状況等に即して十分に冠泡するか確認することが必要である。



検証実験の結果、当面の間、設置に当たっては実際に用いられる高発泡泡消火設備の仕様や消火対象となる危険物の種類、施設の形状等に応じて個々の状況に即した検証を行い、その有効性を確認することが必要であるとされた。

【別添資料】（省略）

「危険物施設に設置する高発泡泡消火設備の技術基準のあり方に関する検討報告書」の概要

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260331_1houdou/02_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室
担当：三浦補佐、中嶋係長、各務事務官

◆ 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）に対する意見募集結果、告示の公布及び今後の対応（3月31日）

消防庁では、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）の内容について、平成26年2月21日から平成26年3月22日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を本日公布しました。

1 告示の内容

石油コンビナート等災害防止法において、特定事業者は特定防災施設等について定期的に点検を行うこととされています。

今回の特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件は、設置の日から40年が経過した消火用屋外給水施設について、以下のとおり新たな点検の方法を規定するものです。

- (1) 加圧ポンプが当該ポンプの定格性能を満足しているかどうかを確認
- (2) 加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓において放水し、放水圧力及び放水量が適正であるかどうかを確認
- (3) 配管に加圧ポンプの締切圧力に等しい水圧を加えた場合において、変形、損傷、漏水がないかどうかを確認

2 意見募集の結果

告示案について、平成26年2月21日から平成26年3月22日までの間、意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙（省略）のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第8号）を本日付で公布しました。

【参考】

「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）に対する意見募集」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260220_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

○ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260331_1houdou/03_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】 特殊災害室
担当：古澤補佐、橋高係長

情報提供

◆ 平成25年度優良少年消防クラブ・指導者表彰

去る3月25日（火）、総務省の講堂において、「平成25年度優良少年消防クラブ・指導者表彰」が開催されました。

○ 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140403-1.pdf>) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課
地域防災室住民係 担当：山下、橋本

◆ 一般公開のお知らせ

消防庁 消防大学校・消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターでは、平成26年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に当敷地内において試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成26年4月18日（金） 午前10時から午後4時まで
入場無料

2 場 所
消防大学校・消防研究センター（東京都調布市深大寺東町4-35-3）
日本消防検定協会（東京都調布市深大寺東町4-35-16）
※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

石油タンク火災の泡消火実験、大規模災害時の対応支援情報システム、軽油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の紹介、津波被害現場用の消防車両の開発、太陽光発電システム火災に関連した研究の紹介、および消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

消火器の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら油火災の消火実演、消防用機械器具等の展示と説明等

【消防科学総合センター】

消防防災 GIS、消防防災博物館、石油コンビナート防災アセスメント、消防力適正配置調査、災害写真データベース等業務内容の紹介

4 交通機関

- (1) JR 中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6 番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR 中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8 番乗り場）で「消防大学前」下車

- (3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

5 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

◆ 平成26年度 調査技術会議の実施について

消防庁 消防研究センター

1 目的

この会議は、各消防本部における様々な火災調査及び危険物流出等事故調査の事例を発表することにより、火災調査や危険物流出等事故調査の進め方や行政反映方策などを共有化し、全国消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 内容

- (1) 消防研究センターの紹介（消防研究センター所長）

消防研究センターで行っている業務内容、各消防本部への支援実施状況等に関する説明

- (2) 講演（消防研究センター 研究官）

火災調査、危険物流出事故調査に関連する科学的な知識、新たな技術等に関する講演

- (3) 事例発表（各消防本部担当者）

各消防本部において実施した火災または危険物流出事故に係る、調査や再現実験、見分のポイントなどに関する発表

3 開催会場及び開催日

開催地	会場	開催日
東京会場	消防研究センター (東京都調布市深大寺東町 4-35-3)	平成 26 年 5 月 23 日(金)
札幌会場	札幌市生涯学習総合センター ちえりあ (北海道札幌市西区宮の沢一条一丁目 1-10)	平成 26 年 6 月 19 日(木)
名古屋会場	名古屋市青少年文化センター (愛知県名古屋市中区栄三丁目 18 番 1 号 ナディアパーク デザインセンタービル)	平成 26 年 7 月 10 日(木)
仙台会場	仙台市消防局 (宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 2-15)	平成 26 年 9 月 5 日(金)
大阪会場	大阪アカデミア (大阪市住之江区南港北一丁目 3-5)	平成 27 年 1 月 23 日(金)
北九州会場	北九州市消防訓練研修センター (北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号)	平成 27 年 2 月 20 日(金)
全国調査 技術会議	ニッショーホール（日本消防会館内） (東京都港区虎ノ門 2-9-16)	平成 26 年 11 月 21 日(金)

4 申し込み方法

- (1) 消防研究センターのホームページに掲載されている参加申込書に必要事項を記入し、電子メールにて各会場の申し込み期間内に消防研究センター原因調査室（メールアドレス：chousa2@fri.go.jp）まで送付してください。

ー申し込み期間ー

東京会場：平成26年 4月21日（月）～ 4月25日（金）

札幌会場：平成26年 5月19日（月）～ 5月23日（金）
名古屋会場：平成26年 6月 9日（月）～ 6月13日（金）
仙台会場：平成26年 8月 4日（月）～ 8月 8日（金）
大阪会場：平成26年12月15日（月）～ 12月19日（金）
北九州会場：平成27年 1月19日（月）～ 1月23日（金）

- (2) 原則として、各会場とも先着順とします。ただし、希望者が各会場の募集定員を超えたときは、申し込み人数の多い消防本部の参加人数を調整させていただく場合があります。
- (3) 参加者の決定は、会議開催の約2週間前に各消防本部宛て電子メールにて通知します。
- (4) 全国調査技術会議にあっては、聴講の申し込み方法を含め詳細が決まり次第発表致します。

【問い合わせ先】消防研究センター
火災災害調査部 原因調査室
担当：矢島・上田・田村
電話 0422-49-9441
メール chousa2@fri.go.jp

◆ 「全国救急隊員シンポジウム」開催候補地（共同主催者）の募集について

一般財団法人救急振興財団

全国救急隊員シンポジウムの目的

全国救急隊員シンポジウム（以下「シンポジウム」という。）は、我が国の救急体制の一層の振興を図る一助として全国の救急隊員等を対象とした実務的観点からの研究発表及び意見交換の場を提供することにより、救急隊員等相互の交流と親睦を図るとともに、消防機関の行う救急業務の充実と発展に資することを目的とする。

全国救急隊員シンポジウムは、一般財団法人救急振興財団（以下「財団」という。）と開催地消防本部との共同主催で行っており、平成25年度は2日間で延べ約8,400人の救急隊員等の参加がありました。

この度、平成28年度の開催候補地（共同主催者）の消防本部を募集します。

なお、今年度は相模原市、平成27年度は札幌市での開催が決定しております。

1 応募資格

原則として、単独の消防本部又は、同一の都道府県内に属して隣接する複数の消防本部で構成された団体で、シンポジウムのスムーズな運営が実施可能な組織体制を確保できる団体とする。

2 募集要件

- 財団と共同主催であること。
- 原則として、1,000～2,000人程度を収容できる主たる会場施設（500～900人程度収容の2会場、200人程度収容の3～4会場を含む）を確保できること。
ただし、上記要件を1施設で満たさない場合は、会場の分散化について財団と協議する。
- シンポジウムの開催に必要な経費のうち、会場の使用に係わる経費は、開催地の消防本部が負担し、その他の経費は財団が負担する。
- シンポジウム開催当日は、会場の使役として必要人員（例年100人程度）を2日間配置できること。
- シンポジウムの会場付近に2,000人程度を収容できる宿泊施設（複数可）を確保できること。
- シンポジウムの開催時期は、原則として1月ないし2月頃とする。
- シンポジウムの開催期間は、原則として2日間とする。

- 3 実施年度
平成 28 年度
- 4 募集期間
平成 26 年 4 月 1 日より 6 月 30 日まで
- 5 その他
 - (1) 開催候補地については全国救急隊員シンポジウム運営委員会で決定します。
 - (2) 詳細については、下記にご照会ください。

連絡先	一般財団法人救急振興財団
住所	東京都八王子市南大沢 4 丁目 6 番
電話	(代表) 042-675-9931
	(FAX) 042-675-9050
E-mail	sinpo@fasd.ne.jp
企画調査課	引間・石井

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp